

農業委員会系統組織は「農業委員会等に関する法律」により規定され、「農業・農業者の利益を代表する機関」です。

①農業委員会

(市町村に置かれる行政委員会)
市町村毎に設置が義務づけられています(別掲参照)

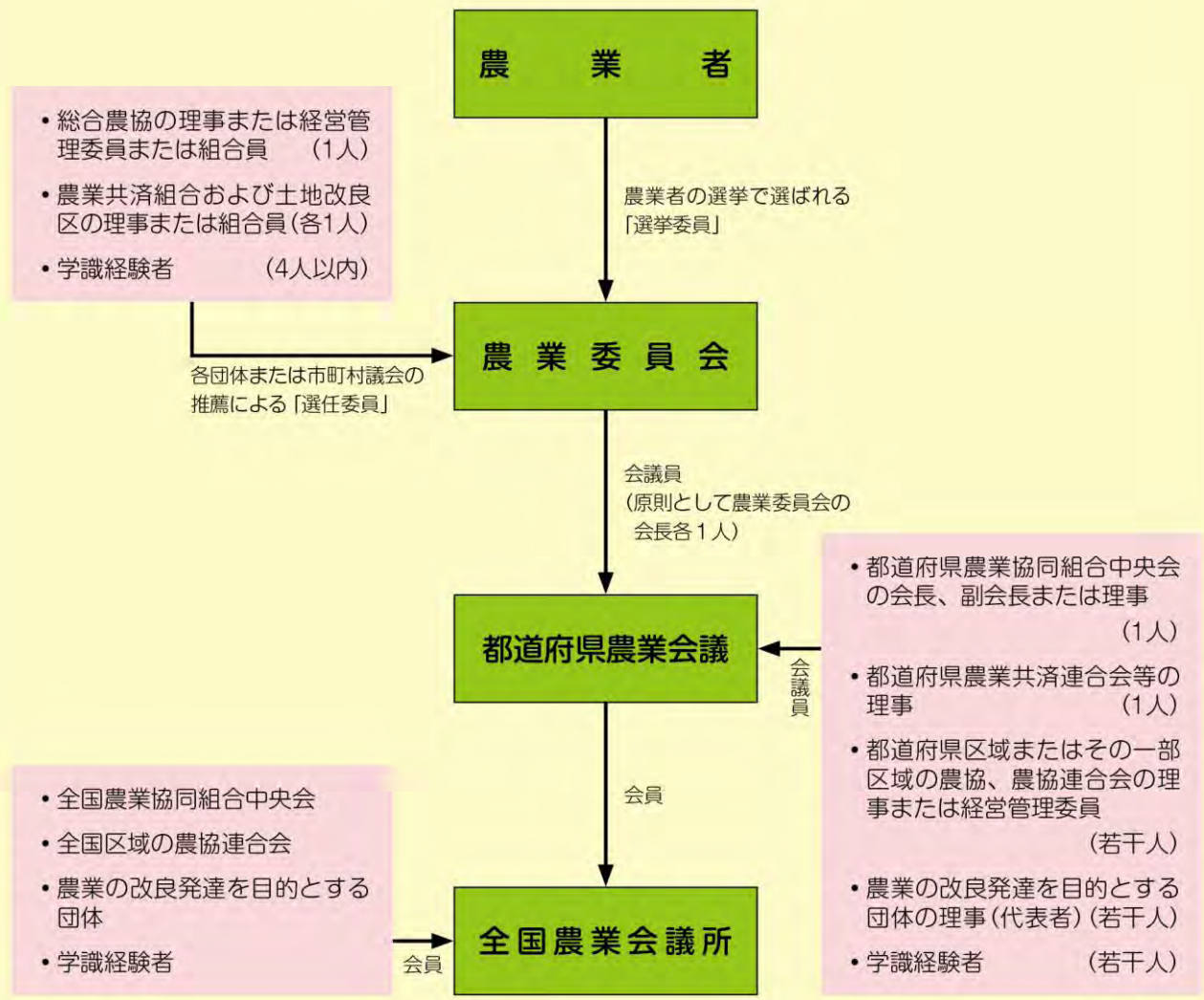
②都道府県農業会議

(法律に基づいて都道府県に設立された特別な法人)
農業委員会の会長、県段階の農業団体の代表者、学識経験者からなる会議員で構成されており、知事の農地転用許可にあたっての意見具申等の法令業務や農業委員会への助言・協力等の農業振興業務を行っています

③全国農業会議所

(法律に基づく農林水産大臣認可の特別な法人)
都道府県農業会議、全国農業協同組合中央会をはじめとした全国段階の団体や学識経験者を会員とする団体であり、意見の公表等の農政活動や情報提供活動、農業会議の業務に対する指導・連絡等を行っています

— 農業委員会系統組織 —



農業委員会の設置

農業委員会は、市町村ごとに設置が義務づけられています。

※東京都の特別区、政令指定都市の区も同様です。

面積の大きな市町村等では

市町村面積 24,000ha超 または 農地面積 7,000ha超は、
市町村内に2つ以上の農業委員会を置くことができます。

ただし、例外として

農地が全くない市町村、農地が著しく少ない市町村(都府県200ha・北海道800ha以下)は、
農業委員会を置かないことができます。

第21回農業委員統一選挙 (平成23年10月) 結果概要



農業委員会数	1,715
農業委員数	36,081人
うち、女性は、	2,059人 (5.7%) [1農業委員会あたり 1.2人]
認定農業者は、	10,568人 (29.3%) [1農業委員会あたり 6.2人]
統一選挙を実施した委員会	1,026 (59.8%)
うち、投票を行った委員会	90 (8.8%)

(1) 委員構成

選挙委員と選任委員から構成されます。農業委員は特別職の地方公務員(非常勤)です。

①選挙委員 (全国で27,168人)

農業者の選挙によって選出される委員
定数 40人以内 (市町村の条例で定める)

②選任委員[市町村による選任]

団体推薦委員

農業協同組合(全国で1,925人)
農業共済組合(全国で1,314人)
土地改良区(全国で1,170人)
から推薦された理事または組合員(各1名)

議会推薦委員(全国で4,511人)

市町村議会が推薦する学識経験者(4人以内)

③任期 選挙委員の任期は3年です。

④報酬(市町村条例により定める)

月額平均3万円(月額5千円~6万7千円)

※1ヶ月の業務として、総会等での審議、日常的な農地パトロール、農地の利用調整活動、戸別訪問等による相談活動等。

⑤代表者

農業委員から互選された会長(1名)が代表者です。

【会長の役割】

- ・事務の総括・整理
- ・対外的な代表者
- ・職員への指揮・命令
- ・総会等の会議の招集
- ・議事について可否同数の場合における採決権
- ・総会と会議の議長(別段の定めがある場合を除く)



(2) 組織

総会

合議体である農業委員会の最高議決機関です。

【主な役割】

- ア 農業委員会の活動目標・活動計画・点検評価
- イ 農地の「貸し借り・売り買い」の許可申請(農地法第3条)の可否の審議・決定
- ウ 農地を農地以外にする場合(転用)の許可申請(農地法第4条・第5条)
- エ 農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第18条にもとづき、農地の貸し借り等を位置づけたもの)の決定
→農業委員会の決定を経て、市町村が農用地利用集積計画を定めます。

部会

①農地部会

選挙委員の定数が21人以上の農業委員会は1つまたは2つ以上の農地部会を設置できます。

【主な役割】

上記総会の役割のうち、農地の貸し借り、売買、転用に関わる事務について(イ、ウ、エ) ほか
→農地部会の決定が農業委員会の決定となります。

②その他の部会

選挙委員の定数にかかわらず、1つまたは2つ以上の部会を設置できます。

【主な役割】

農業・農業者等の調査研究、意見の公表、建議、法人化・簿記研修等の農業経営の合理化支援、情報提供活動、ほか
→部会の決定が農業委員会の決定となります。

総会と部会は農業委員会の民主的な運営を図ろうとする趣旨から公開し議事録は縦覧することとなっています。

農業委員会業務の透明性と公平性の確保

- 農業委員一人ひとりの意識改革を図りつつ、1期3年の任期の活動を展開するために、毎年、農業委員会が行う事務について「活動計画」を作成・公表しています。
- その際、前年度の活動の状況を点検し地域住民の意見を聞いた上で行うなど、農業委員会事務の理解促進を図っています。
- 農地法等の申請手続きや標準処理期間なども同様に、ホームページなどで周知しています。



総会

- 総会は、合議体である農業委員会の最高議決機関で、通常、会長の招集で開かれます。
- 総会は農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し、決定していく場です。
- 決定は出席委員の過半数で決まります。可否同数の時は会長の決するところによります。
- 総会は在任委員の過半数が出席しなければ開くことができません。農業委員会の選挙後、初めての総会の招集は市町村長の権限に属します。

農地部会・農政部会等その他の部会

- 農業委員会には、法令業務を担当する農地部会のほか、農業振興業務等を担当する農政部会等の部会を設置することができます。
- 農地部会の所掌事項は、部会の決定が当該農業委員会の決定となります。
- 決定は出席委員の過半数で決まります。可否同数のときは部会長の決するところによります。また、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

職員の設置等

- 農業委員会は、市町村から独立した行政委員会であり、組織や人事などに関する規定を独自に定めています。
- 農業委員会には職員が置かれ、その任免は農業委員会が行います。
- 市町村部局との職員の併任、事務委任を受けている場合もあります。

	専任	兼任
事務局長	684 (40.3%)	1,014 (59.7%)
職員	3,341 (55.1%)	2,719 (44.9%)

会議の公開・議事録の作成

- 農業委員会事務の透明性・公平性を確保するため、農業委員会の総会や部会は公開しています。
- また、総会や部会の議事録を作成し、HPでの公開や一般の縦覧に供しています。



第1 法令業務(農業委員会法第6条第1項)

農地の確保と有効利用に向けて取り組みます。

〔農地行政を担う農業委員会〕

効率的な農地利用について、農業者を代表して公正に審査します。



農地法・農業経営基盤強化促進法等にもとづく許認可・意見具申等

農業委員による合議体の行政委員会として、

- ①農地の権利移動についての許認可
- ②農地転用申請書の受理や意見書の添付
- ③農地の利用状況調査
- ④遊休農地解消に向けた措置
- ⑤農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
- ⑥農地の賃借料情報の収集・提供、売買価格の調査
- ⑦農業者年金制度の実施・推進

などの業務を中心とした、農地行政の執行を行っています。これらの業務は、地域における土地利用のあり方を踏まえた農地の確保と有効利用のために重要な仕事です。

「農地の権利移動」の許可(農地法3条)にあたって審査している点

- (1) 農地の権利を取得しようとする者(借り手や買い手など)はその農地を含め全ての農地を効率的に耕作できるか？
(その農地を耕作するために必要な①機械、②労働力、③技術が十分に確保されているか。)
- (2) 地域の農地の集団化など農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないか？
(①担い手が集団化した農地を利用している地域で、その利用を分断しないか。②地域の水管理(水利調整)を分断しないか。③地域で一体となって行っている共同防除等の営農活動に支障がないか。④地域の水準よりも極端に高い借賃で農地を借り受け地域の一般的な借賃を著しく引き上げないか。)
- (3) 権利を取得する者が耕作に必要な農作業に常時従事(原則年間150日以上)するか？
- (4) 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たしているか？
(農業生産法人以外の法人は「解除条件付き貸借」。)
- (5) 権利を取得する者が耕作等する農地の面積の合計が50a以上(北海道は2ha以上)であるか？

「農地転用」の許可(農地法4、5条)にあたって審査している点

- (1) 転用は確実に行われるか？(他法令の許認可の見込みや関係権利者の同意はあるか)
- (2) 周辺農地への被害防除措置は適切か？
- (3) 一時転用の場合は農地への原状回復が確実に行われるか？

第2

農業振興業務(農業委員会法第6条第2項)

地域農業の振興に向けて取り組みます。

[地域農業振興の推進組織]

農業の担い手育成と農地の有効利用を通じて、地域社会と地域農業の発展を目指します。



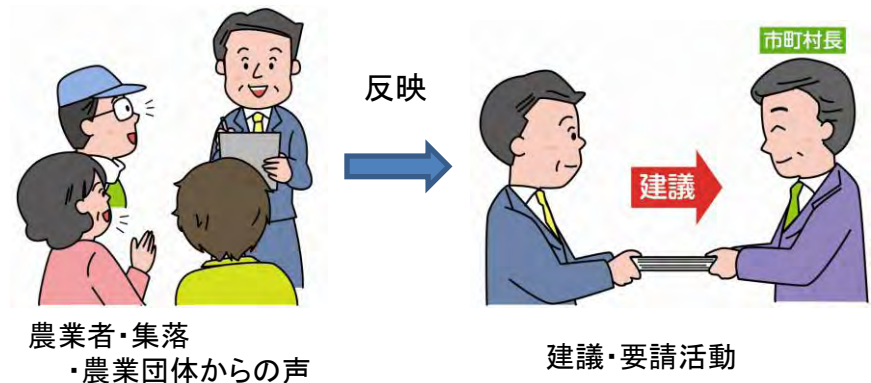
第3

意見の公表、建議、諮問に対する答申(農業委員会法第6条第3項)

農業者の要望の実現に向けて取り組みます。

[農業者の公的 대표組織]

農業者・集落または農業団体の声を行政・政策に反映します。



農業者の公的な代表機関として農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に地域農業の振興を図っていく業務です。農業・農村の振興を図る観点から、農業委員会組織に大きな期待が寄せられている業務です。「人・農地プラン」を作成・実行にあたっては、農業委員会の積極的な関与が期待されています。

また、農業及び農民に関する調査研究や情報提供などの活動も地域農業の発展、農業者の自主性の発揮などの観点から重要になっています。

農業委員会の行政機関としての性格に加え、農業者の公的機関としての性格を持っており、意見の公表や建議・答申の機能が与えられています。農業委員一人ひとりが地域の中で農業者の声を積み上げ、農業の発展に結びつけていく取り組みです。

農業構造改革に向けた農業委員会系統組織の取り組み経緯①

(1) 農業経営者の組織化と農地流動化の推進

- ① 農業委員会系統組織は、昭和30年代前半から、新農村建設の推進、農業基本法の創設、農業法人の法制化（昭和33年「全国農業法人研究会」）、に向けた運動を展開。
- ② 昭和36年、農業基本法の制定。農業構造改善事業に積極的に対応。
- ③ 昭和37年、農地法改正による「農業生産法人制度」の創設。 ← 32～37年の農業委員会組織の大運動が結実
- ④ 昭和40年、「全国農業経営近代化協会」設立（昭和49年「全国農業経営者協会」に名称変更）、42年以降毎年「全国農業経営者大会」を開催。

部門別農業経営者組織の設立

昭和42年	「全国養鶏経営者会議」
昭和47年	「全国養豚経営者会議」
昭和50年	「全国観光農業経営者会議」
昭和51年	「全国稲作経営者会議」
昭和58年	「全国りんごわい化栽培経営者会議」
昭和59年	「日本農業青年会議所」
昭和60年	「全国肉用牛経営者懇談会」
平成17年	「全国認定農業者協議会」

全国稲作経営者会議会員の経営事例

長野県・株式会社N農場

代表取締役 42歳（役員4名、従業員9名）

【経営内容】

米 27ha（その他作業受託延べ25ha）
酪農 38頭その他、ブドウ、アスパラ、にんにく 等
加工部門では、餅、煎餅の店頭販売のほか、軽井沢に
ジェラートショップ（年間来店者数53,000人）

茨城県・有限会社Y農場

代表取締役 37歳（役員2名、従業員12名）

【経営内容】

米 103ha（その他作業受託延べ25ha）
加工部門では、米粉シフォンケーキの店舗・web販売

- ⑤ 昭和45年、農地法改正により農地流動化に向けた政策転換（売買から貸し借りへ）が行われ、同時に農地保有合理化法人が発足。
- ⑥ 昭和45年、農業委員会組織の「農民にも恩給を」の運動が実り、農業者年金基金法が制定。その後、平成13年度に抜本改正、新農業者年金として「賦課方式」から「積立方式・確定拠出型」に変更。
- ⑦ 昭和55年、農地三法（農用地利用増進法の制定、農地法改正、農業委員会法改正）が成立
・農業委員会による「農地銀行活動」により農地流動化を推進（いわゆる、農地の掘り起こし活動）

農業構造改革に向けた農業委員会系統組織の取り組み経緯②

(2) 認定農業者等の担い手確保・育成と農地利用集積の推進

- ① 全国農業会議所は昭和60年、「自立経営農家登録制度、新しい農地管理システム」について農林大臣諮問答申。
- ② 平成元年、農地二法（農用地利用増進法の改正、特定農地貸付法の制定）成立
 - ・ 「農業経営規模拡大計画認定制度」の創設（農業委員会が認定農業者の申し出により農地利用調整）
 - ・ 地方公共団体・農協を実施主体として10^{ha}未満の農地の特定農地貸し付け
- ③ 農林水産省は平成4年、「新しい食料・農業・農村政策の方向」を打ち出し。
 - ・ 平成5年、農業経営基盤強化促進法（農用地利用増進法を名称変更をも含めて抜本改正）を制定
 - ・ 農業経営基盤強化に関する都道府県基本方針・市町村基本構想、農業経営改善計画の認定制度の創設、農業生産法人の要件緩和等。
- ④ 農業法人の組織活動と社団法人化
 - ・ 平成6年 秋田県農業法人協会の設立以降、47都道府県で農業法人組織が設立
 - ・ 平成8年 全国農業法人協会の設立
 - ・ 平成11年 社団法人 日本農業法人協会の設立